

倉敷市立中洲小学校 いじめ問題対策基本方針

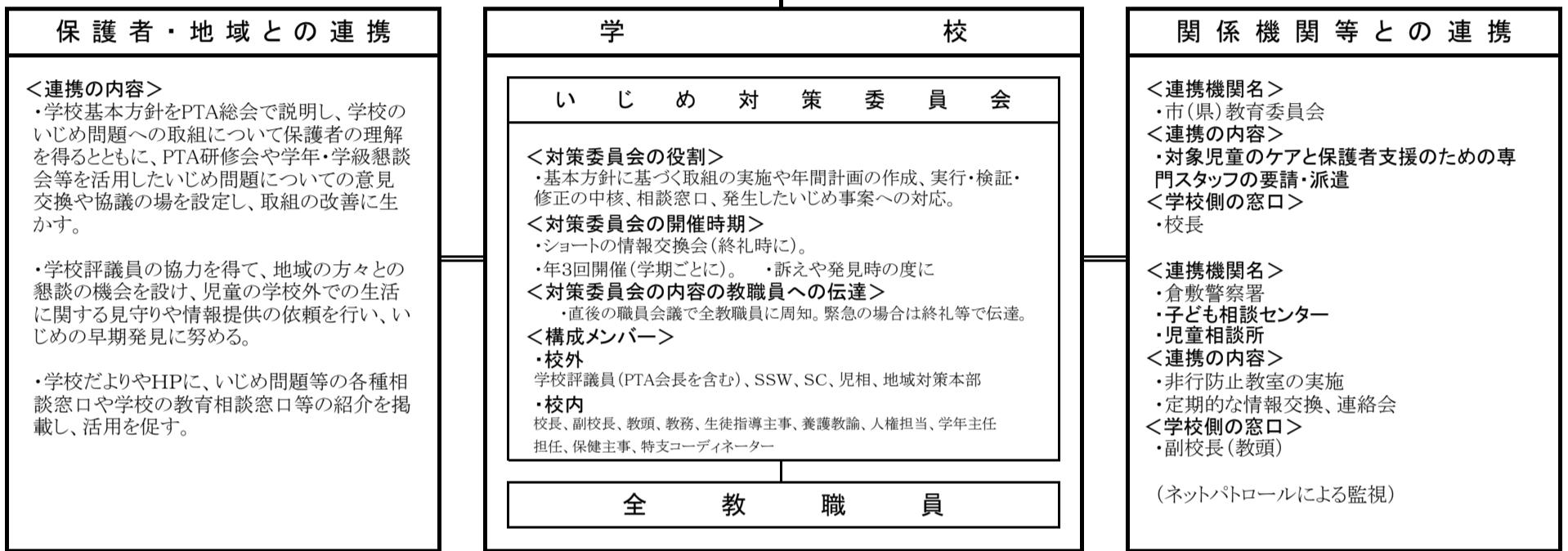
令和6年度

いじめに関する現状と課題

・本校は大規模校であり、1学年が100人を越える状況である。そのため、だれとでも気軽に接することができる一方で、人間関係が希薄になりがちである。基本的な生活習慣の定着と学力向上に向けての取組の成果により、児童の学校生活は比較的落ち着いている。いじめについて、認知される件数としては少ないが、子ども同士のコミュニケーション力の低下や言葉の乱れ等から好ましくない人間関係に発展したり、ネット社会の普及による新たないじめの形態の発生が危惧されたりしている。
・「いじめはあるもの」という前提を基に、現在、生徒指導担当を中心にいじめ問題への対応を行っている。未然防止の取組をより強く推進するために、他の分掌組織とも連携して学校をあげた横断的な取組を行っている。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修も行っている。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた組織的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事を中心とし、学年の教職員も参画し、それぞれの立場から実効性のあるいじめ問題の解決のための取組を行う。また、児童の意識調査や人間関係の把握を行い、その結果を基に、校内研修や保護者対象の講演会等を実施し、良好な人間関係を育む教育の推進を図る。
・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
・いじめの早期発見のために毎週の情報交換会や定期的なアンケート等を実施し、教育相談週間との連携が取りやすい時期の工夫を行うとともに、教職員間で得られた情報の共有を図る。
＜重点となる取組＞
・年2回の教育相談において、児童の悩みや思いについて細かく把握し、トラブルを生まない良好な人間関係をつくっていこうとする意識の高揚を図る。
・今後の増加が予想されるSNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を夏季休業中に実施するとともに、情報モラルに関する授業を発達段階と実態に応じて計画的に実施する。



学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	<p>（教員研修）</p> <ul style="list-style-type: none">・教職員の指導力向上のための研修として、児童のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。 <p>（居場所づくり）</p> <ul style="list-style-type: none">・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、児童が活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感、人権意識の高揚、他者への尊重感を高められる学校づくりを進める。 <p>（情報モラル教育）</p> <ul style="list-style-type: none">・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年の発達段階に応じて行う。必要に応じては保護者も参加しての研修会を行う。
② 早期発見	<p>（実態把握）</p> <ul style="list-style-type: none">・児童の実態把握のためのアンケートを実施し、年2回の教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 <p>（相談体制の確立）</p> <ul style="list-style-type: none">・相談担当の教職員を児童、保護者に周知すると同時に、全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 <p>（情報共有）</p> <ul style="list-style-type: none">・児童の気になる変化や行爲があった場合、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。 <p>（家庭への啓発）</p> <ul style="list-style-type: none">・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子を見つめるために年間3回「中洲っ子スタディ大作戦」を行ったり、毎月の生徒指導便り「つなぐ」の中で、いじめの早期発見につながるポイントを紹介したりして、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。・就学時検診や一日入学を利用して、就学時前の児童保護者に対して、生活習慣の確立や規範意識の育て方についての研修を行う。
③ いじめへの対処	<p>（いじめの有無の確認）</p> <ul style="list-style-type: none">・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 <p>（いじめへの組織的対応の検討）</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめと疑われるものも全て含むいじめへの組織的な対応を検討するため、定期的ないじめ対策委員会を開催する。また、いじめを認知する度に開催し、解消率100%を目標に全力で取り組む。 <p>（いじめられた児童への支援）</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 <p>（いじめた児童への指導）</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。